

# 復興交付金配分額の決定

## 復興に向けて前へ

平成23年12月に成立した「東日本大震災復興特別区域法」により、著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業を対象に、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる目的で復興交付金が交付されています。

広野町においても第1回、第2回合計で約11億の交付金が配分されております。

これにより、災害公営住宅をはじめとする町の復興事業を着実に実施していきます。

### 復興交付金配分額

#### 【1回目】

● 広野町 配分額	49,750千円
● 広野町交付分	33,750千円
● 福島県交付分	16,000千円

### 主な事業

都市防災推進事業（広野町復興まちづくり計画（仮称）策定）

30,000千円  
町では、津波により、甚大な被害を受けた「下浅見川・下北迫地区」を「復興ゾーン」と位置付け、同地区の復興を図る上で、防

機能の強化は大前提となるものであり、そのために必要な防災設備の整備、安全な避難道路、町庁舎を中心とする町全域にある防災拠点との連携など、総合的な防災基本構想および基本プランの策定を行います。

### 防災集団移転促進事業

15,000千円  
全壊被害を受け、河川の遡上による再被害の危険性が高い北迫川下流域については、防災集団移転促進区域とし高台移転を行い、跡地を防災緑地として整備を計画しています。

移転促進区域は、下北迫字北釜地区を予定しており、移転先としては、下北迫字苗代替地区を予定しています。（図参照）

今年度については、防災集団移転を行う上での現況調査・事業計画の策定を行います。

### 防災緑地基本計画策定

#### 浅見川地区

20,000千円  
津波被害を受けた沿岸集

### 復興交付金配分額

#### 【2回目】

● 広野町 配分額	1,117,850千円
● 広野町交付分	1,077,850千円
● 福島県交付分	40,000千円

### 主な事業

道路事業（市街地相互の接続道路など）

710,000千円  
（効果促進事業）

26,000千円

災害公営住宅整備事業（災害公営住宅の整備、用地取得造成など）

629,000千円  
（平成25年度事業分含む）

